

AMS青年部だより

正副部長会議

- ◇日 時 7月15日（水）19:00～21:00
◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 会議室
◇出 席 者 大木部長、清水、高松、飯田、相馬副部長、川㟢監事
事務局：塩島業務部次長、名取指導課長
◇審議内容 (1) 今後の正副部長会議及び運営委員会の開催スケジュールについて
(2) 各委員会（広報、技術、交流、経営）活動予定等について
(3) その他

支部だより

甲府東支部

甲府東支部では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、支部例会や行事をどのように開催するか検討してきました。支部例会においては、従来の対面式で行う事を一番憂慮するべきとした上で、パソコン・タブレット端末・スマートフォン等でインターネットへ接続できる環境化で会議アプリを利用できる支部員に対して「Web（オンライン）支部例会」を試験的に開催しました。

今後も、3密を避け、時間を有意義に活用できる施策として、「Web（オンライン）支部例会」を開催することとしています。



=お知らせ=

令和2年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を通達に基づき、下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には追って案内しますが、あらかじめご承知下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
塩 山	9月1日(火)	塩山車検センター協同組合	9:30～16:00
南アルプス北	12月9日(水)	アクティブカーズ	9:30～16:00
南アルプス南	12月16日(水)	井上モータース	9:30～16:00
日 下 部	令和3年1月28日(木)	振興会実習場	9:00～16:00
甲 府 南	2月3日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
市 川	2月19日(金)	久保田自動車工業	9:30～16:00

軽自動車検査協会 茨城事務所『移転』のお知らせ

軽自動車検査協会茨城事務所は、茨城県東茨城郡茨城町若宮から茨城県水戸市酒門町に移転し、令和2年7月20日（月）から業務を開始します。

なお、名称、管轄区域は現在と変更はありません。



新住所：茨城県水戸市酒門町 4400番地

電話番号：050-3816-3105

検査予約：050-3818-8621

予約URL：<https://www.kei-reserve.jp>

協会HP：<https://www.keikenkyo.or.jp>

【参考】

●軽自動車検査協会 茨城事務所（管轄区域）

水戸ナンバー：水戸市・ひたちなか市・北茨城市・高萩市・日立市・常陸太田市・笠間市・鹿嶋市・潮来市・常陸大宮市・那珂市・神栖市・行方市・鉾田市・小美玉市・東茨城郡・那珂郡・久慈郡

●軽自動車検査協会 土浦支所（管轄区域）

土浦ナンバー：土浦市・石岡市・かすみがうら市・龍ヶ崎市・牛久市・取手市・稲敷市・稲敷郡（阿見町・美浦村・河内町）・北相馬郡（利根町）

つくばナンバー：つくば市・つくばみらい市・古河市・筑西市・下妻市・常総市・坂東市・結城市・守谷市・桜川市・結城郡（八千代町）・猿島郡（境町・五霞町）



軽自動車検査協会茨城事務所の移転に伴う 「振興会・商工組合 水戸軽事務所」移転のお知らせ

軽自動車検査協会茨城事務所が、茨城県東茨城郡茨城町若宮から「茨城県水戸市酒門町」に移転し、令和2年7月20日（月）から業務を開始します。

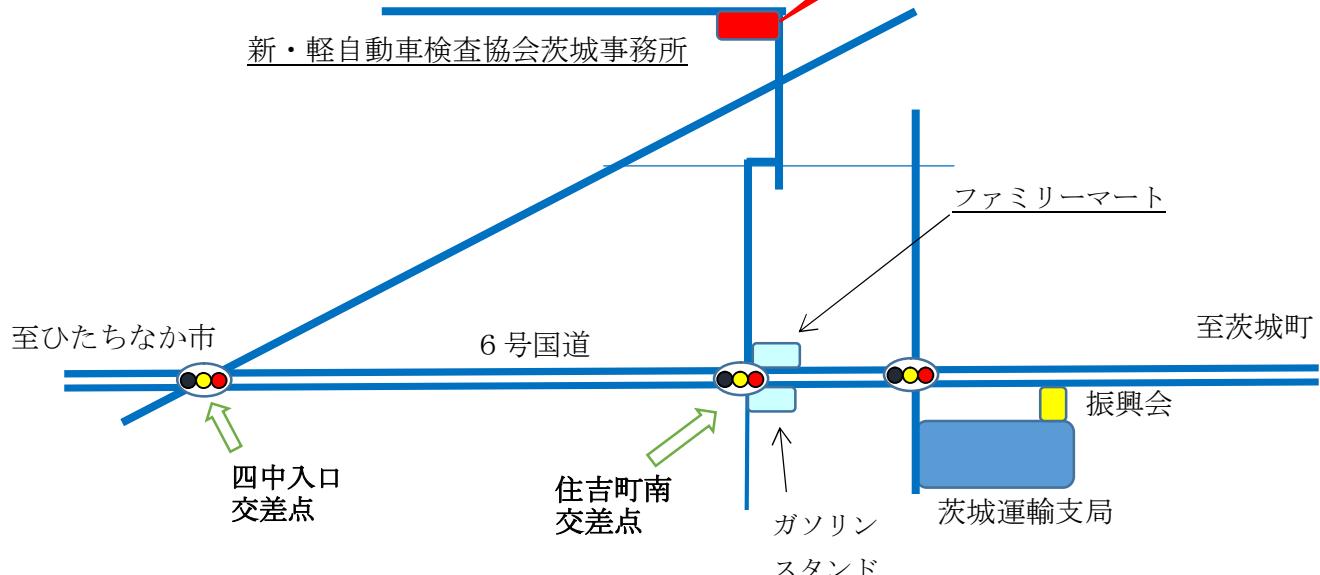
この移転に伴い、振興会・商工組合水戸軽事務所も同敷地内に移転となります。新住所等は下記の通りです。

茨城県自動車整備振興会・商工組合 水戸軽事務所

郵便番号：310-0841
新住所：茨城県水戸市酒門町4574-4

電話番号：029-215-0121
FAX番号：029-215-0122

移転先



並行輸入自動車にかかる 届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、
令和2年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））が変わります。
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 自動運行装置が備えられている自動車は、第1号様式（その2）「自動運行装置」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 令和3年6月12日

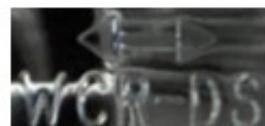
平成27年6月1日以降に製作された 二輪車の前照灯の審査方法について

平成27年6月1日以降に製作された「協定規則で定める前照灯基準に対応した二輪車及び側車付二輪車」の前照灯の審査については、検査コースでの待機時において検査担当官に、前照灯に表示されたマーク^{※1}を指示するとともにロービーム測定を希望する旨を申し出ることにより、ロービーム照射による基準適合性審査を選択することができます。^{※2}

なお、令和2年10月1日以降に製作された二輪車及び側車付二輪車については、上記にかかわらず、全車、ロービーム照射による基準適合性審査を行うことになります。

※1：マークは「①文字のいずれか+②矢印のいずれか」が必要です。

①文字 「DCR」「DC」「CR」「HCR」「C」「HC」「CR-BS」「WCR-CS」「WCR-DS」「WCR-ES」「C-AS」「C-BS」「WC-CS」「WC-DS」「WC-ES」
 ②矢印 「左右両方向」「ヘッドライトに向かって右方向」



※2：申し出がない場合にはハイビーム照射による基準適合性審査を行います。

■ロービーム照射による審査方法（当分の間の代替取扱い）

○受検時の動線は、二輪車専用コースでブレーキ、スピード、排気ガスを測定した後、コース移動し、諸元測定コースのヘッドライトテスタを用いてロービーム測定を行うことになります。ハイビーム照射による基準適合性審査時よりも審査時間が長くかかりますのでご承知おきください。^{※5}

※5：受検時の動線はコースレイアウトの違いにより異なることがあります。

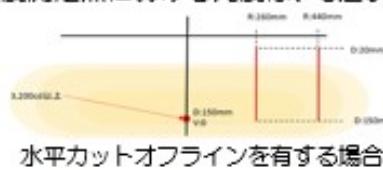
○審査基準は次の①及び②となります。

- ①カットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にある
- ②ロービームの最高光度点の光度が5,000cd以上 又は
 ハイビームに切り替えて照射した最高光度点の光度が15,000cd以上

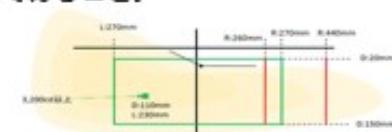
【参考】二輪車用ヘッドライトテスタの改修工事（2020年度以降順次実施予定）後の審査基準

①カットオフライン又はエルボーポイントの位置が、次図の範囲にあること。

②光度測定点における光度は、3,200cd以上であること。



水平カットオフラインを有する場合



エルボーポイントを有する場合



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

令和2年8月

排出ガステスタ（CO/HC）車種選択ボタンの車種設定を変更いたします。

平素より、当事務所の審査業務についてご理解とご協力をして頂き、ありがとうございます。

二輪車のアイドルガス規制の基準改正及び排出ガステスタの判定値等管理の簡素化のため、**排出ガステスタ（CO/HC）車種選択ボタンの車種設定の変更**を行い、令和2年8月31日（月）から運用いたします。

排出ガス検査の際は、選択ボタンの押し間違いにご注意して下さい。受検者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

【2・3・4・5コース】

8月28日（金）まで

- A : 四輪4サイクル新規制
- B : 特殊エンジン
- C : 四輪4サイクル旧規制
- D : 二輪4サイクル旧基準
- E : 2サイクル旧基準
- F : 二輪4サイクル新規制

8月31日（月）から

- A : 新四輪
- B : 旧四輪
- C :]
- D :] 設定無し
- E :]
- F :]



【二輪コース】

8月28日（金）まで

- A : 四輪4サイクル新規制
- B : 特殊エンジン
- C : 四輪4サイクル旧規制
- D : 二輪4サイクル旧基準
- E : 二輪2サイクル旧基準
- F : 二輪4サイクル新規制

8月31日（月）から

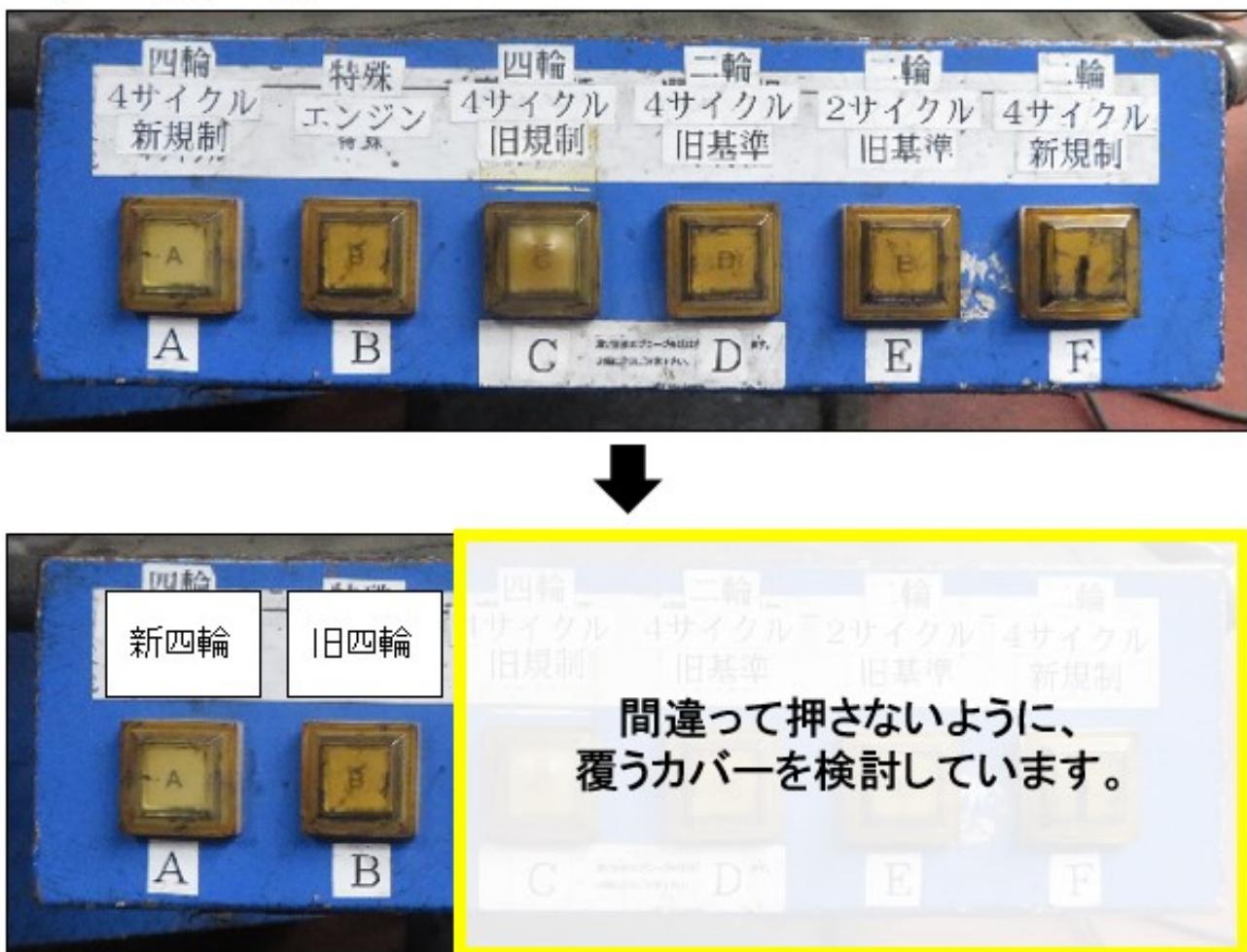
- A :]
- B :] 設定無し
- C :]
- D : 二輪平成11年
- E : 二輪平成19年
- F : 二輪令和2年（新設）



独立行政法人 自動車技術総合機構
関東検査部 山梨事務所

自動車技術総合機構 山梨事務所からのお知らせ

【2・3コース】



◆ Aボタンを選択する車両 (最初に選択されます)

- ・型式欄の識別記号が平成10年規制以降のもの
- ・平成12年4月1日以降に製作された輸入自動車

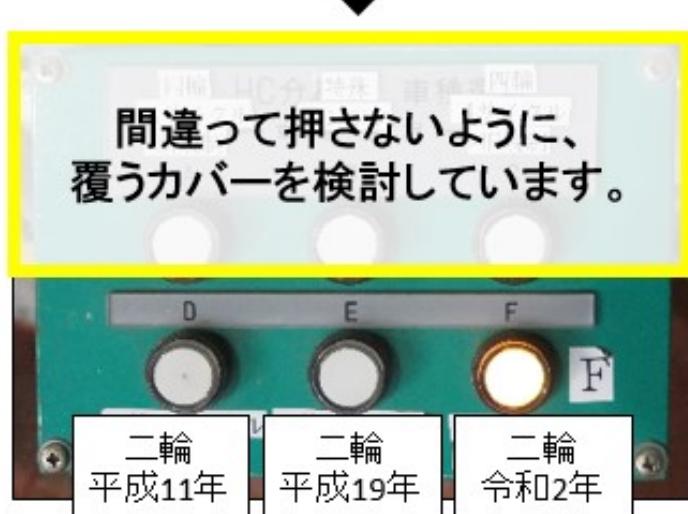
◆ Bボタンを選択する車両

- ・型式欄の識別記号が1桁もの (A,B,C,E,L,Rなど)
- ・型式欄の識別記号が平成10年規制前の2桁もの (GA,GB)
- ・平成12年3月31日以前に製作された輸入自動車
- ・特殊エンジン

※ 4・5コースの車種選択ボタンの車種設定も同様になります。

自動車技術総合機構 山梨事務所からのお知らせ

【二輪コース】



◆ Dボタンを選択する車両

- ・型式欄の識別記号が平成11年規制のもの (BA, BC)
- ・備考欄に「11年排ガス適合」の記載があるもの
- ・平成13年4月1日以降に製作された輸入自動車

◆ Eボタンを選択する車両

- ・型式欄の識別記号が平成19年規制、平成28年規制のもの (EAL, EBL, ELL, 2AL, 2BL, 2LL)
- ・平成20年9月1日以降に製作された輸入自動車

◆ Fボタンを選択する車両 **(最初に選択されています)**

- ・型式欄の識別記号が令和2年規制のもの (8AL, 8BL, 8LLなど)
- ・令和4年11月1日以降に製作された輸入自動車

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」7月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車(株)	788	甲府東	中込モータース	364	南巨摩北
(有) 大久保自動車工業	983	甲府南	保坂自動車	619	南巨摩北
(有) 塩部モータース	189	甲府北	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
山宮モータース	635	甲府北	山田自動車整備工場	856	南巨摩北
東洋モータース	972	甲府北	御坂自動車修理工場	165	東八
(有) 小沢自動車	514	韮崎	小宮山モータース	707	東八
(株) 久保田自動車整備工場	776	韮崎	保坂自動車整備工場	1050	東八
ヤザキオート	1151	韮崎	根津自動車工業(株)	548	日下部
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	福田オート	447	塩山
常盤自動車整備工場	480	南アルプス南	後藤モータース	509	塩山
(有) 堀田自動車工場	669	南アルプス北	森山自工	842	塩山
名執モータース	774	南アルプス北	塩山車検センター協同組合	987	塩山
功刀モータース	213	市川	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
(有) 花輪	331	市川	東信自動車整備工場	314	岳麓
(株) 清川自動車	612	市川	古久屋自動車	1009	大月

令和2年度 秋の全国交通安全運動の実施について

9月21日（月）から30日（水）までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。各事業場においても、交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いします。

運動期間

9月21日（月）～30日（水）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（水）

運動のスローガン

「乗せるのは 君の宝（かぞく）と その未来（あした）」

運動の重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- (4) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

スキャンツールの導入補助事業について

国土交通省から、標記補助事業（スキャンツール購入補助等）の公募要領等が、下記のとおりプレスリリースされましたのでお知らせします。



スキャンツールの導入補助を開始

（貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金）

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネ性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は7月27日（月）から受け付けます。

1. 公募期間

令和2年7月27日（月）～10月30日（金）※

※ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内に随時決定を順次実施します。

2. 補助対象事業者

- ① 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車特定整備事業者
- ② 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
- ③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

3. 事業内容（概要）

- ・補助対象事業者に対して、スキャンツール本体又はPC等からインターネットを通じて外部に情報を送信できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助（補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意下さい。）
- ・補助対象事業者は20台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

4. 申請方法及び問い合わせ先

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他補助事業に関するお問い合わせにつきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧下さい。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<https://www.pacific-hojo.jp/>

TEL：03-5280-9501 FAX：03-5280-9502

※申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関するることはこちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。
また、公募を終了する場合も同ホームページ上にてお知らせいたします。

【問い合わせ先（申請方法等のお問い合わせは上記のパシフィックコンサルタンツ（株）へお願いします】

・国土交通省自動車局整備課 高瀬、濱田

TEL：03-5253-8111（代表）（内線42-415）、03-5253-8599（直通）

FAX：03-5253-1639

自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせについて

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。

国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) in Japan. The top navigation bar includes links for YouTube, Twitter, text size adjustment, standard view, zoom, and audio. The main menu has categories like Home, About MLIT, News & Announcements, Policies & Laws, Budget, Open Data, etc. A search bar is also present. Below the menu, a large banner for 'Automobile' is displayed, followed by a breadcrumb trail: Home > Policy & Work > Automobile > Automobile Specialized Maintenance System. A sub-menu for 'Automobile Specialized Maintenance System' is shown. The main content area contains a large box with text about the new specialized maintenance system starting in April 2020, mentioning the removal of front glass and side mirrors. Two promotional posters are shown at the bottom left: one for '分解整備' (disassembly maintenance) and another for 'STOP違法整備!!' (Stop illegal maintenance!!).

自動車特定整備制度の概要

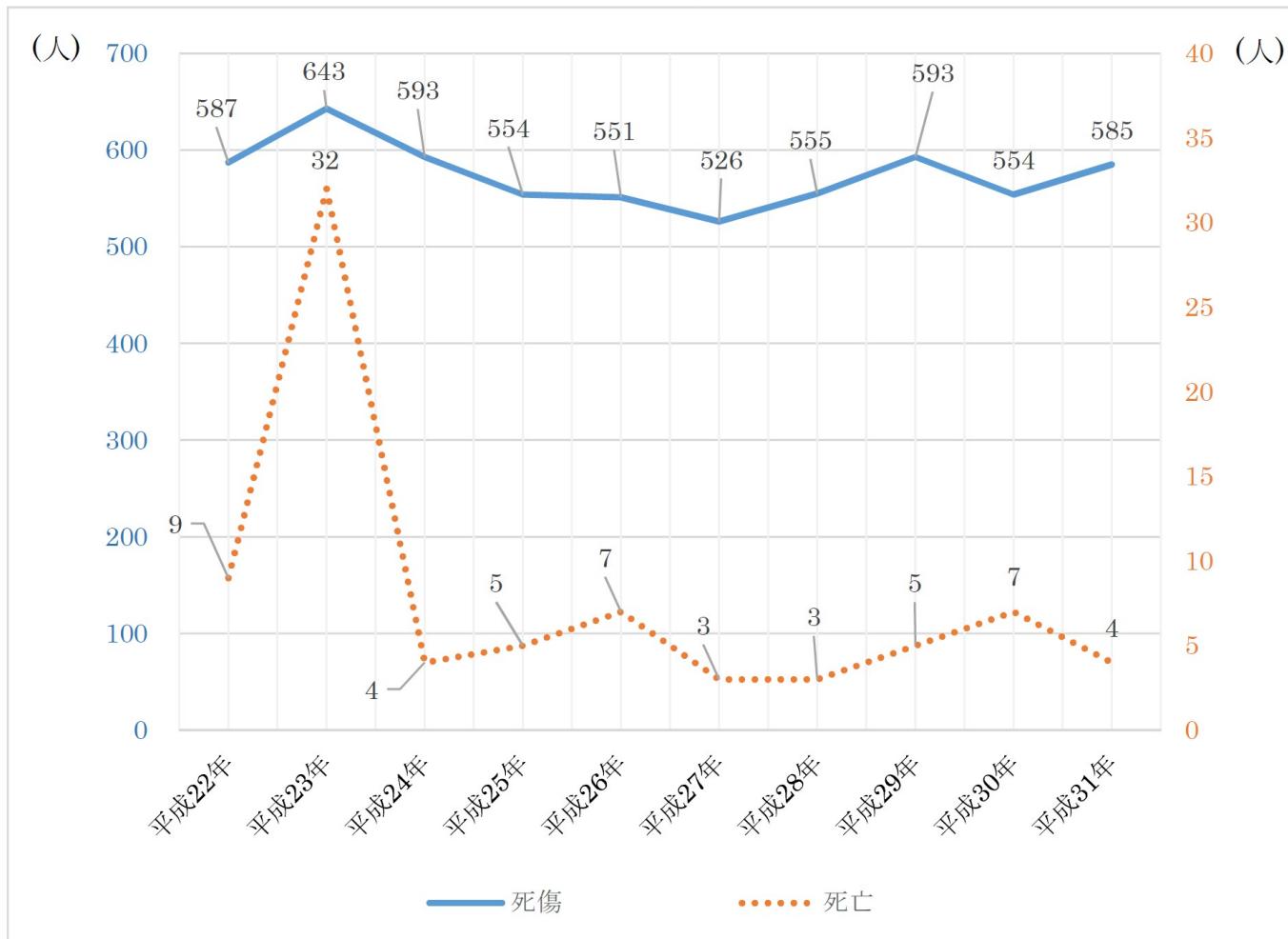
自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

平成31年度「自動車整備作業中の事故防止」の取りまとめ結果について

自動車整備作業中の事故報告等について、(一社)日本自動車整備振興会連合会では、平成31年度中にいただきました事故報告及び厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の平成31年自動車整備業における死傷事故の統計データを基に下記のとおり取りまとめ、「日整連ニュース9月号」及び「令和2年度版 最近改正された法令・通達集 整備事業編」に掲載し、整備事業者への事故防止の推進を図ることとしております。

つきましては、会員事業者の皆様には当該データ等を参考にして頂き、引き続き整備作業中の事故防止に努めて頂きますようお願いします。

グラフ1：自動車整備業の労働災害事故による死傷者数及び死者数の推移



日整連に報告のあった平成31年度中の事故発生事例のまとめについては、下記のとおりとなりますので参考にして下さい。

【事例①】ボデー架装用の鉄板切断機で誤って左手薬指を切断

	<p>【被害状況】 重傷者 1名</p> <p>【事故状況】 整備作業場に隣接されている板金作業場において、作業員がボデー架装用の鉄板切断機で鉄板を切断する際に、誤って左手指先（中指及び薬指の第一関節）を切断した。</p> <p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・切断作業の際の安全確認の徹底。・安全教育の徹底。
---	---

【事例②】回転しているP T Oシャフトに巻き込まれ死亡

	<p>【被害状況】 死者 1名</p> <p>【事故状況】 <small>じんかいしゃ</small>塵芥車のバックカメラの取り替え作業中で、配線をシャシフレームに配線させるため、エンジン及びP T Oを作動状態のままリフトアップした車体の下廻りで作業をした際、回転しているP T Oシャフトのユニバーサルジョイントに作業服の袖口が巻き込まれ死亡した。</p> <p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・P T Oシャフトの近くで作業をする場合は、P T Oを停止させる。・安全責任者を選任し、その者に安全に係る業務を担当させ、作業の安全を共に確認する。
---	---

【事例③】エンジンの回転部に指を巻き込まれて右手薬指を切断

	<p>【被害状況】 重傷者 1名</p> <p>【事故状況】 ウォーターポンプ交換後、エンジンより異音が発生したため、エンジンを始動させたまま右前タイヤハウス内から触診確認した際、誤って回転部に指を巻き込まれてしまい、右手薬指の第一関節を切断した。</p> <p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・エンジンを始動させたまま、作業を行わない。・始動中のエンジンを診断する場合は、上長等に安全の確認を行った後に作業する。
--	--

【事例④】前進する車両を止めに入り、壁と車両の間に挟まれ重傷

	<p>【被害状況】 重傷者 1名</p> <p>【事故状況】 完成検査時に、検査員がブレーキテスタの踏板上に車両を停車させた後、D レンジのままパーキングブレーキをかけ忘れて車両を離れてしまったことにより、車両が前進したため、車両の前に入り止めようと試みたものの、壁と車両の間に挟まれ、肋骨等を骨折した。</p> <p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・車両を停止させる際は、P レンジにシフトし、サイドブレーキ（パーキングブレーキ）は確実に効かせる。・動き出した車両の前後に入らない。
--	---

「安全運転サポート車普及促進事業費補助金(サポカー補助金)」の広報ポスター・チラシの公開について

今般、経済産業省 製造産業局 自動車課より、サポカー補助金の周知並びにサポカー機能の理解を深めることを目的として、広報用のポスター・チラシ（参考参照）を作成した旨、下記のとおり当会に情報提供がありましたのでお知らせします。

つきましては、当該ポスター・チラシは下記URLよりダウンロード可能ですので、販売活動、広報活動において、サポカー補助金についてご説明される際に、活用して頂きますようお願いします。

記

<経済産業省HP サポカー関連>

●ポスター・チラシ ダウンロードページ

<https://www.safety-support-car.go.jp/medias/>

※デザインの加工及び文書の変更・追加はご遠慮ください。



65歳以上の方対象 サポカー補助金

登録車なら最大
10万円

軽自動車なら最大
7万円

中古車なら最大
4万円

後付け装置なら最大
4万円

※サポカー補助金は、対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した車の購入等を支援します。

対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等を含む先進安全技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立つますが、機能には限界があります。路面や気象条件によっては作動しない場合もありますので、機能を過信せず、引き続きドライバーの警戒が常に安全運転に心がけてくださいようお願いいたします。

経済産業省

サポカー補助金について

高齢者の交通事故防止策の一環として、対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車の購入、及び後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置等の購入等を支援する制度です。

補助金申請できる方	補助金申請対象
令和2年度中に 65歳以上 となる方	令和2年度中に 65歳以上 となる方
+ 対象装置搭載自動車の購入 もしくは 後付けの対象装置の購入	

※1 令和2年3月9日以降に新規登録又は新車検査届出された自動車が対象となります。
※2 後付け装置を購入、又は後付けの対象装置を購入された方が対象になります。

申請期間 令和2年3月9日～補助金予算終了まで
申請先 一般社団法人「次世代自動車振興センター」

次世代自動車振興センターWEBサイト
<http://www.cev-pc.or.jp/>

補助額について

車両購入補助について

新車		補助額	
購入車両	①②搭載する自動車を購入した場合	①のみ搭載する自動車を購入した場合	②のみ搭載する自動車を購入した場合
新車（登録車）	10万円	6万円	
新車（軽自動車）	7万円	3万円	
中古車	4万円	2万円	

対象車種の詳しい情報は、経済産業省・国土交通省のホームページで公表されています。

後付け装置補助について

令和2年3月9日以降に、認定された店舗において、販売・取付けされた後付け装置が対象となります。
 補助金を申請するには、
 後付け装置を販売する「後付け装置取扱事業者」として認定を受けた事業者となります。
 対象装置を購入された方はいません。
 (購入時に、後付け装置の設置に要する費用から補助額が控除されます)

装置名	補助額
障害物検知機能付き ペダル踏み間違い急発進抑制装置等	4万円
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	2万円

※補助金は条件により異なります。
 認定された店舗の詳しい情報は、一般社団法人「次世代自動車振興センター」のホームページで公表されています。

補助金申請～交付までの流れ

新車・中古車		後付け装置	
1 補助対象車両の登録・届出	2 車検証の使用者による補助金交付申請書作成	1 認定取扱事業者の店舗等で取付	2 購入者は補助金相当分を控除した額を店舗等で支払い
3 次世代自動車振興センターに郵送		3 次世代自動車振興センターに郵送	3 著査及び補助金交付決定
	4 著査及び補助金交付決定		4 認定取扱事業者による補助金交付申請書類作成
	5 補助金交付（振込）		5 認定取扱事業者による補助金交付（振込）